

## 第 26 回 玉村町農業委員会 (部会)

事務局長 : ただ今から、第 26 回玉村町農業委員会の農地部会を開会いたします。  
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 : みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。  
先日は大変暑い天候の中、視察研修に参加いただきお疲れ様でした。

事務局長 : ありがとうございました。  
それでは、農地部会長に進行をお願いいたします。

部会長 : それでは皆様、慎重なご審議をお願いいたします。  
議案各号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第 1 号については農地法第 3 条の許可申請なので本会議で審議します。

事務局 : 議案第 2 号 農地法第 5 条の許可申請について説明します。

番号 1 令和 7 年 6 月 18 日受付  
この申請は、売買による一般住宅用地への農地転用です。

＜議案第 2 号 番号 1 の内容について説明＞

事務局 : 次に、番号 2 令和 7 年 6 月 20 日受付  
この申請は、賃貸借による店舗用地への農地転用です。

＜議案第 2 号 番号 2 の内容について説明＞

事務局 : 次に、番号 3 令和 7 年 7 月 22 日受付  
この申請は、使用貸借による一般住宅用地の転用です。

＜議案第 2 号 番号 3 の内容について説明＞

事務局 : 次に、番号 4 令和 7 年 7 月 22 日受付  
この申請は、賃貸借による露天駐車場用地の転用です。

＜議案第 2 号 番号 4 の内容について説明＞

事務局 : 議案第 3 号 非農地判断について説明します。  
＜議案第 3 号 番号 1 の内容について説明＞

部会長 : 現地確認に行く前に何か質問はありますか。

＜質疑応答＞

委員 : 非農地判断は、委員で判断してよいか？

事務局 : 3人以上の委員で確認し判断する。

それでは、現地確認をお願いいたします。

＜現地確認に出発＞

(現地確認後)

部会長 : 現地確認お疲れさまでした。

●それでは、議案第2号 番号1についてご意見をお願いいたします。

委員 : 境界に擁壁等を施し、残っている農地と区分して施工してもらいたい。

委員 : 残った農地の管理は必ずしてほしい。

この件に関しまして部会としては、**条件付きで許可相当** といたします。

●次に、議案第2号 番号2についてご意見をお願いいたします。

(意見なし)

この件に関しまして部会としては、**許可相当** といたします。

●次に、議案第2号 番号3についてご意見をお願いいたします。

(意見なし)

この件に関しまして部会としては、**許可相当** といたします。

●次に、議案第2号 番号4についてご意見をお願いいたします。

(意見なし)

この件に関しまして部会としては、**許可相当** といたします。

●次に、議案第3号 番号1についてご意見をお願いいたします。

(意見なし)

この件に関しまして部会としては、 許可相当 といたします。

部会長：ご審議ありがとうございました。それでは、以上のこととを委員会で報告させてもらいます。これで部会を終了いたします。

## 玉村町農業委員会 (本会議)

事務局長：ただ今から、第 26 回玉村町農業委員会を開会いたします。  
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会長：みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。  
暑い中の研修ありがとうございました。伊勢崎では 41.8℃を記録した。作物の障害が発生している。

事務局長：ありがとうございました。  
それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議長：本日の出席委員は 11 名ですので、総会は設立しております。  
玉村町農業委員会会議規則第 14 条第 1 項の規定による議事録署名人ですが、  
今回は 4 番委員・7 番委員を 指名します。

なお、本日の会議書記には、事務局の関口主査を指名します。

議長：それでは、議事に入ります。  
議案第 1 号について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明いたします。

番号 1 令和 7 年 7 月 17 日受付  
この申請は売買による所有権移転の申請です。

＜議案第 1 号番号 1 の内容について説明＞

以上で議案第 1 号 番号 1 の説明は終わりです。

議長：それでは、議案第1号 番号1について審議を行います。  
現場を確認した委員の方に判断をお願いいたします。

(意見なし)

番号1について、  
ということで、番号1は原案のとおり 許可相当 と決定いたします。

議長：次に、議案第2号番号1について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議案第2号 農地法第5条の許可申請について説明します。  
番号1 令和7年6月18日受付  
この申請は、売買による一般住宅用地への農地転用です。

〈議案第2号番号1の内容について説明〉

前回の会議で審議し保留となった意見について、代理人に照会し添付資料のとおり回答を受けています。

以上で議案第2号 番号1の説明は終わりです。

議長：それでは、議案第2号 番号1について審議を行います。  
この件に関して、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、  
報告を部会長からお願いします。

部会長：この件に関して、  
部会としては、宅地と農地の区分をしっかりして農地管理が出来れば 許可相当 と判断いたしました。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見なし)

番号1について、 条件付き

ということで、番号1は 許可相当 と決定いたします。

議長：次に、議案第2号 番号2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：次に、番号2 令和7年6月20日受付

この申請は、賃貸借による店舗用地への農地転用です。

＜議案第2号番号2の内容について説明＞

以上で議案第2号 番号2の説明は終わりです。

議長：それでは、議案第2号 番号2について審議を行います。

この件に関して、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を部会長からお願いします。

部会長：この件に関して、

部会としては、**許可相当** と判断いたしました。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号2について、原案

のとおり **許可相当** とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号2は原案のとおり **許可相当** と決定いたします。

議長：次に、議案第2号 番号3について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：次に、番号3 令和7年7月22日受付

この申請は、使用貸借による一般住宅用地の転用です。

＜議案第2号番号3の内容について説明＞

以上で議案第2号 番号3の説明は終わりです。

議長：それでは、議案第2号 番号3について審議を行います。

この件に関して、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を部会長からお願いします。

部会長：この件に関して、

部会としては、**許可相当** と判断いたしました。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号3について、原案のとおり 許可相当 とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号3は原案のとおり 許可相当 と決定いたします。

議長：次に、議案第2号 番号4について、事務局より説明をお願いいたします。

次に、番号4 令和7年7月22日受付  
この申請は、賃貸借による露天駐車場用地の転用です。

＜議案第2号番号4の内容について説明＞

以上で議案第2号 番号4の説明は終わりです。

議長：それでは、議案第2号 番号4について審議を行います。

この件に関して、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を部会長からお願いします。

部会長：この件に関して、  
部会としては、許可相当と判断いたしました。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号4について、原案のとおり 許可相当 とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号4は原案のとおり 許可相当 と決定いたします。

議長：次に、議案第3号「非農地判断」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議案第3号（議案第1号申請地の非農地判断）について説明します。

議案第1号の申請地の非農地判断についてですが、譲受人は裁判所の判決により所有権を受けたものの、該当農地は堤外にあり耕作には不適であると判断できる。なお、非農地判断については、農業委員会の判断に従うとのことです。

以上で議案第3号の説明は終わりです

議長：それでは、議案第3号 非農地判断について審議を行います。  
この件に関して、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、  
報告を部会長からお願いします。

部会長：この件に関して、部会としては、 許可相当 と判断いたしました。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

議案第3号非農地判断については、全員賛成ということで 非農地 といたします。

議長：続いて、報告事項に入ります。  
報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局：報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況については、相続で7件受理しております。

報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況については、2件受理しております。

報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況については、2件受理しております。

議長：それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

＜質疑なし＞

それでは、報告事項について終了とします。

議長：●続いて、次第6 その他 に入ります。  
事務局より説明をお願いします。

事務局：○研修資料農業委員会業務必携92号を配布について  
○研修出欠をとる  
○7/23 女性農業研修に参加

議長：以上で、本日の議題は全て終了いたしました。  
進行を事務局にお返しいたします。

事務局長：これにて今月の農業委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。